

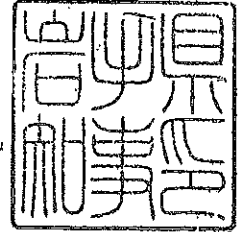
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年11月 7日

許可の有効年月日 令和 8年11月 6日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮梱包処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず

以下余白

(2) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず

以下余白

(3) 中間処理 (選別処理)

取扱う産業廃棄物

- ・金属くず

以下余白

(4) 中間処理 (破砕処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(5) 中間処理 (破砕・固形化処理)

取扱う産業廃棄物

(以下、裏面記載)

- ・廃プラスチック類
 - ・紙くず
- 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮梱包施設

- ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割34番3、35番1、56番
 イ 設置年月日 平成10年5月25日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類、紙くず
 5t/日
- エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり

(2) 焼却施設Ⅰ

- ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割34番3、35番1、56番
 イ 設置年月日 平成元年1月31日
 ウ 処理能力 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
 1.5t/日 (0.188t/時間)
- エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり

(3) 焼却施設Ⅱ

- ア 設置場所 岩手県北上市稲瀬町福田地55番4、56番2
 イ 設置年月日 平成31年4月25日
 ウ 処理能力 汚泥 27.38t/日 (1.141t/時間)
 廃油 1.2t/日 (0.05t/時間)
 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。) 24.16t/日 (1.007t/時間)
 廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
 ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、
 コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた
 ものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を
 除く。)
 46.56t/日 (1.94t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成29年5月23日
 オ 設置許可番号 第217003-1号

(4) 選別施設

- ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割35番1
 イ 設置年月日 平成8年10月14日
 ウ 処理能力 金属くず 138.4m3/日 (17.3m3/時間)
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)

(5) 破砕施設

- ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割34番3、35番1、56番
 イ 設置年月日 平成8年10月14日
 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に
 伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
 236.8t/日 (29.6t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成23年2月25日
 オ 設置許可番号 資循第24-1号
 カ 保管施設 別表のとおり

(6) 破砕・固形化施設

- ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割37番1、54番
 イ 設置年月日 平成10年9月19日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類、紙くず
 1.5t/時間
- エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり
- 以下余白

(以下、2枚目記載)



3. 許可の条件
以下余白

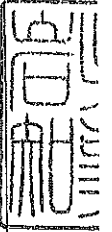
4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 3年 11月 7日 当初許可
平成 8年 11月 7日 更新許可
平成 8年 11月 22日 事業範囲の変更許可（中間処理（破碎処理、選別処理）を追加したこと。）
平成 9年 3月 5日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に中間処理（乾燥処理）を追加したこと。）
平成 10年 9月 1日 変更届出書受理（岩手県北上市鬼柳町字上鬼柳5地割35番1の焼却施設で焼却する産業廃棄物の種類から、廃プラスチック類を除いたこと。）
平成 10年 10月 9日 事業範囲の変更許可（中間処理（破碎・固形化処理）を追加したこと。）
平成 10年 12月 24日 変更届出書受理（岩手県北上市稲瀬町字福田地6番2の焼却施設を廃止したこと。）
平成 13年 3月 12日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に中間処理（圧縮梱包）を追加したこと。）
平成 13年 8月 20日 変更届出書受理（保管施設を変更したこと。）
平成 13年 11月 7日 更新許可
平成 13年 12月 4日 変更届出書受理（焼却炉1基を廃止したこと。）
平成 15年 7月 23日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類、ゴムくず（医療関係機関から排出されるものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
平成 15年 7月 23日 変更届出書受理（事業の範囲から金属くずの中間処理（焼却処理）を削除したこと。）
平成 17年 4月 27日 変更届出書受理（保管施設を変更したこと。）
平成 17年 4月 27日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類の中間処理（焼却処理）に係る「医療関係機関から排出されるものに限る。」とする限定を解除したこと。）
平成 18年 11月 7日 更新許可
平成 23年 5月 27日 変更届出書受理（破碎施設に係る処理能力及び保管施設の概要を変更したこと。）
平成 23年 10月 25日 変更届出書受理（破碎施設に係る保管施設の概要を変更したこと。）
平成 23年 11月 7日 更新許可
平成 23年 12月 15日 変更届出書受理（事業の用に供する施設の設置場所の地番を変更したこと。）
平成 24年 9月 5日 変更届出書受理
(1) 焼却施設Ⅱに係る処理能力及び保管施設の概要を変更したこと。
(2) 焼却施設Ⅱに係る設置許可年月日及び設置許可番号を変更したこと。
平成 24年 10月 24日 事業範囲の変更許可（中間処理（焼却処理）で取り扱う産業廃棄物の種類に、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの品目を追加したこと。）
平成 27年 4月 14日 変更届出書受理
(1) 事業の範囲から汚泥、動物のふん尿の中間処理（乾燥処理）を削除したこと。
(2) 事業の用に供するすべての施設から乾燥施設を削除したこと。
(3) 乾燥施設に係る保管施設を削除したこと。
平成 27年 9月 17日 変更届出書受理（焼却施設Ⅱに係る保管施設の概要を変更したこと。）
平成 28年 11月 7日 更新許可
平成 29年 3月 27日 変更届出書受理
(1) 選別施設の構造を変更したこと。
(2) 選別施設の処理能力を変更したこと。
平成 29年 11月 6日 変更届出書受理（焼却施設Ⅱに係る保管施設の概要を変更したこと。）

(以下、裏面記載)

と。)
令和 元年 7月 3日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くずの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
令和 3年 3月 8日 変更届出書受理（焼却施設Ⅱを廃止したこと。）
令和 3年 11月 7日 更新許可
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

保管施設Ⅰ（圧縮梱包施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割35番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類 (圧縮)	—	37	16	—	分別ヤード、建屋内
	紙くず	—	29	16	—	分別ヤード、建屋内※1
処分後の保管	廃プラスチック類	—	31.5	94.5	39.6	建屋内
	紙くず	—	31.5	94.5	39.6	建屋内

※1：保管施設Ⅱ及び保管施設Ⅲを兼ねる

保管施設Ⅱ（破碎・固形化施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割35番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類（固形化）		—	18	8	—	分別ヤード、建屋内
紙くず		—	29	16	—	分別ヤード、建屋内※2

※2：保管施設Ⅰ及び保管施設Ⅲを兼ねる

保管施設Ⅲ（焼却施設Ⅰに関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割34番3及び35番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	木くず、繊維くず	—	100	125	—	焼却ドーム、建屋内
	紙くず	—	29	16	—	分別ヤード、建屋内※3
処分後の保管	焼却灰	—	60	3	—	木造建屋内、ドラム缶

※3：保管施設Ⅰ及び保管施設Ⅱを兼ねる

(以下、裏面記載)

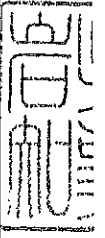
003741

保管施設Ⅳ（破砕施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割56番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管面積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分 の た め の 保 管	ガラスくず、コン クリートくず（工 作物の新築、改築 又は除去に伴っ て生じたものを 除く。）及び陶磁 器くず、がれき類	①	3.8	268.5	414.52	— 屋外保管
		②	2.5	150	125	— 屋外保管
処 分 後 の 保 管	ガラスくず、コンク リートくず（工作物の新 築、改築又は除去に伴 って生じたものを除 く。）及び陶磁器くず、 がれき類		2.3	132	101.2	— 屋外保管

(以下、4枚目記載)



保管施設V（焼却施設IIに関するもの）

所在地：岩手県北上市稲瀬町福田地55番4及び56番2

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	2.0	12.0	12.0	4.2	屋内 鉄筋コンクリート
木くず	2.0	8.0	8.0	4.4	
紙くず	1.25	7.5	4.68	1.404	
繊維くず	1.25	5.0	3.12	0.3744	
廃油		1.06	1.95	1.75	屋内 鋼板製タンク
廃酸		1.55	2	2	屋内 樹脂製タンク
廃アルカリ		1.55	2	2	屋内 樹脂製タンク
燃え殻	—	6.69	8.03	—	屋内 鋼板製コンテナ (3.52m×1.9m× 1.2m)
ばいじん	—	6.69	8.03	—	屋内 鋼板製コンテナ (3.52m×1.9m× 1.2m)

処分
のため
の保
管

処分
後の
保
管

以下余白

目録